

【別表①】本業務にあたっての前提条件

要求要件、設計・施工条件		備考
交通規制条件	<p>【市道1668号線(最大道路部幅員:W=約7.4m、最小道路部幅員:W=約4.5m)】(※別紙前提条件位置図①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A1橋台施工にあたり、市道1668号線を一部西側に切回すことにより、現状の交通形態を確保したうえで施工ヤードを確保することを考えている。切替時期はR6. 3月頃を予定。 <p>【(主)三島富士線(最大道路部幅員:W=約11.0m、最小道路部幅員:W=約6.0m)】(※別紙前提条件位置図②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元及び道路管理者である静岡県等と調整・協議により、交通規制が可能な場合も考えられる。(夜間のみ通行止め等) <p>【市道1672号線(最大道路部幅員:W=約8.1m、最小道路部幅員:W=約3.1m)】(※別紙前提条件位置図⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A2橋台施工及び上部工施工にあたり、一部道路の切回しや地元等との調整により交通規制が可能な場合も考えられる。(通行止め等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道1668号線の切回し、交通の切替へは道路管理者(市)にて別途施工予定。 ・関係機関と提案に係る調整が必要になった場合は、設計時に実施する。 ・道路部幅員はあくまでも目安とする。
占用物件	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁工事施工に支障となる(主)三島富士線、市道1668号線、市道1672号線等にある占用物件(地下埋設物件、架空線、電柱等)の移設完了はR6. 3月頃を予定。 	
古墳条件	<p>【高尾山古墳】(※別紙前提条件位置図③、別紙前提条件位置図(国史跡指定申請範囲図))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工にあたり、高尾山古墳の保護に最大限留意するものとする。 ・保護すべき範囲は、国史跡指定申請範囲内およびその周辺とする。(※別紙前提条件位置図(国史跡指定申請範囲図)) ・国史跡指定申請範囲内における掘削は不可とするが、申請範囲外の掘削等については、別途協議するものとする。 ・高尾山古墳は周知の埋蔵文化財包蔵地であり、埋蔵文化財包蔵地内において掘削等を行う場合は、文化財保護法第94条に基づく手続きが必要であるとともに別途協議するものとする。 ・国史跡指定答申後は文化庁への現状変更等許可申請が必要であり、許可を得るまでに少なくとも2ヶ月程度を要することから、工事工程を踏まえた現状変更等の内容について協議するものとする。 ・国史跡指定申請範囲内への立ち入りについて、重機や仮設材の使用は可とするが、古墳を毀損しない保護措置等について、関係機関と協議を行うこと。 ・古墳等の保護工事を実施予定。実施時期はR6. 1～3月頃を予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地内および国史跡指定範囲内の施工にあたっては、沼津市教育委員会文化振興課及び文化庁等と調整が必要。 ・関係機関と提案に係る調整が必要になった場合は、設計時に実施する。
周辺環境条件	<ul style="list-style-type: none"> ・国道1号江原公園交差点付近は非常に交通量が多い箇所である。 ・周辺の主要地方道三島富士線、市道1668号線及び市道1672号線等については、周辺住民や学生が生活道路として使用していることから、車両通行や歩行者を安全に通行する空間を確保する必要がある。 ・市道1668号線については、バスの運行(運行中止は不可)に配慮した施工を行う必要がある。 ・周辺には住宅及び神社等があるため、騒音・振動に配慮した施工を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両通行の確保が必要。 ・歩行者動線の確保及び安全対策が必要。 ・バスの運行に配慮した施工計画が必要 ・騒音・振動対策が必要。 ・関係機関と提案に係る調整が必要になった場合は、設計時に実施する。
設計条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務で検討する工事は、別紙図面を参照とした別紙数量計算書の範囲とする。 ・施工に使用できる範囲(作業ヤード、ストックヤード等)は市道1672号線～(都)東熊堂線までの(都)沼津南一色線道路用地(※別紙前提条件位置図④)、古墳北東部の市有地(※別紙前提条件位置図⑤)に示す範囲のほか、市道1668号線切回し工事により確保された範囲のとおり。 ・国史跡指定申請範囲内については、古墳を毀損しないことを前提に再度現形状に復旧することが可能な養生等により保護を図った上で使用できる可能性がある。(※要関係機関との協議) ・古墳と桁との離隔(桁下空間)は別紙図面(※別紙桁下-古墳離隔参考図)のとおりであり、さらに令和5年度末までに現状に約200mmの古墳保護盛土を施工する予定。 ・古墳への影響については、過年度の地質調査業務委託の報告書を確認し検討するものとする。 ・橋梁の配置や寸法等については、令和元年度 都市計画道路沼津南一色線道路測量設計業務委託の報告書を確認し最優秀提案の意匠、コンセプトを遵守すること。 ・上部工架設工法にあたっては、周辺状況を確認したうえで検討するものとする。 ・提案内容により下部構造が変更となった場合においても改めて設計を行うものとする。 ・沼津市都市計画道路沼津南一色線デザイン監理委員会により意見を聴取しながら進めるとともに、市が別途契約する都市計画道路沼津南一色線デザイン監理業務にて配置されるデザイン監理者等とデザインについて調整しながら設計を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 都市計画道路沼津南一色線道路測量設計業務委託の報告書を確認し最優秀提案の意匠、コンセプトを遵守する必要がある。 ・埋蔵文化財包蔵地内および国史跡指定範囲内の施工にあたっては、沼津市教育委員会文化振興課及び文化庁等と調整が必要。

前提条件位置図



愛鷹広域運動公園

(都) 沼津南一色線

(都) 沼津南一色線

(都) 沼津南一色線

(準) 松沢川

(普) 西熊堂排水路

東海道新幹線

市道1668号線

市有地

市道1672号線

高尾山古墳

橋梁工事箇所

(主) 三島富士線

(準) 谷戸川

西熊堂交差点

江原公園交差点

国道1号

至三島

至富士

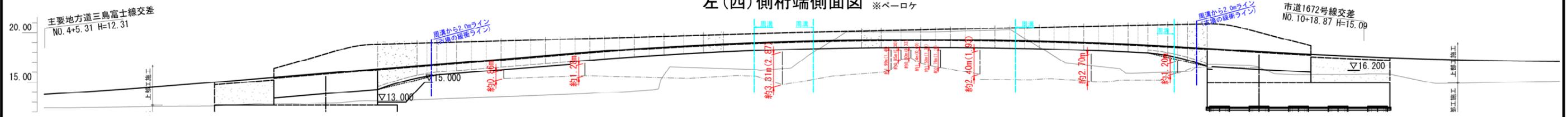
前提条件位置図（国史跡指定申請範囲図）



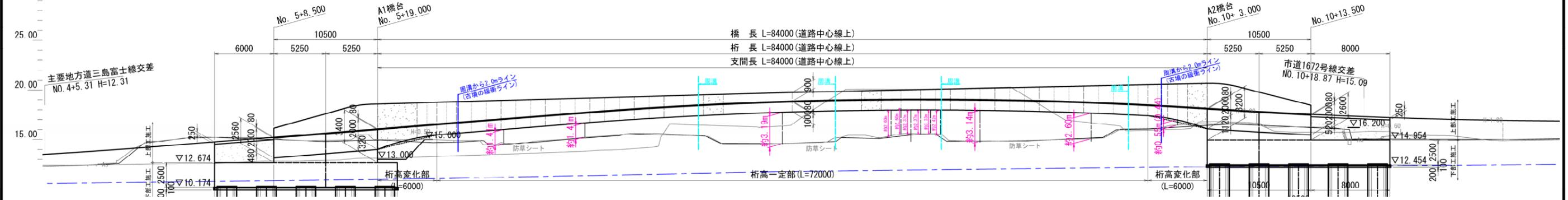
高尾山古墳航空写真

桁下-古墳離隔参考図(その1) S:1:200(1:400)

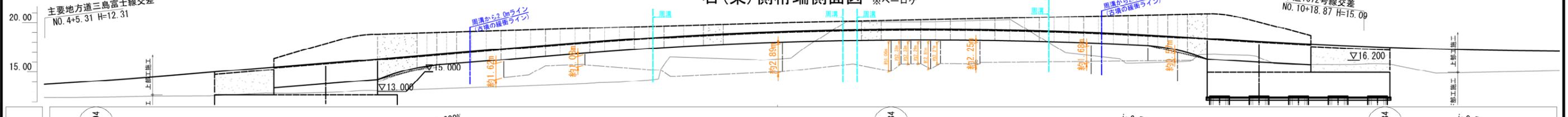
左(西)側桁端側面図 ※ペーロケ



道路中心線側面図

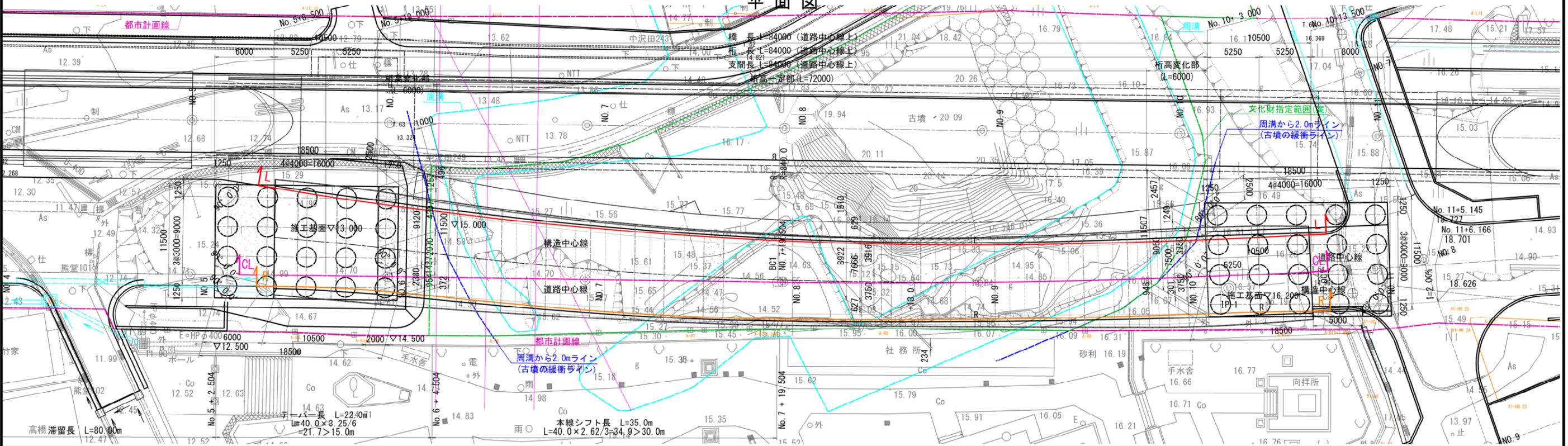


右(東)側桁端側面図 ※ペーロケ



勾配	計画高	測点名
12.984	13.209	NO. 4
	13.235	NO. 4
	14.554	NO. 5
	16.074	A1
	16.154	NO. 6
	17.752	NO. 7
	18.838	BC1
	19.056	NO. 8
	19.062	NO. 8
	19.066	NO. 8
	19.068	NO. 8
	19.066	NO. 8
	19.033	NO. 9
	18.335	NO. 10
	18.154	NO. 10
	17.273	NO. 11
	17.236	NO. 11

平面図



桁下-古墳離隔参考図(その2) S=1:100(1:200)
横断図

